

事 務 連 絡  
平成22年12月17日

各都道府県消防防災主管部（局）長 様

救 急 企 画 室 長

高規格救急自動車のリコールへの対応について

標記については、平成22年12月16日付けの事務連絡にて情報提供を行っているところですが、貴都道府県内の救急業務への影響を少なくするため、下記の事項について、ご留意されますとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対し、周知されますようお願いいたします。

記

- 1 部品交換前のリコール対象の救急自動車にあっては、日常点検においてブレーキの効き具合に留意し、異常を感じた場合はメーカーにただちに連絡し、優先的に作業を依頼すること。
- 2 部品交換作業については、日程に留意するとともに、非常用救急自動車を活用するなど救急出動体制に万全を期すこと。
- 3 各消防本部における救急自動車のリコール状況に応じて、隣接する消防本部との地域応援協定等を活用するなど救急出動体制の維持に努めること。

以上

問い合わせ先 消防庁救急企画室 谷 本・梅 澤・橋 口 電 話： 03-5253-7529
--